



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *1 和歌山県退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例 (人事課)..... 1
- *2 和歌山県公債費臨時対策基金の設置、管理及び処分に関する条例 (財政課)..... 2
- *3 和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例 (商工観光労働総務課)..... 3

公布された条例のあらまし

- ◇ 和歌山県退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例
 - 1 条例概要
和歌山県退職手当基金を設置しました。
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
- ◇ 和歌山県公債費臨時対策基金の設置、管理及び処分に関する条例
 - 1 条例概要
和歌山県公債費臨時対策基金を設置しました。
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
- ◇ 和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例
 - 1 条例概要
和歌山県2025年日本国際博覧会基金を設置しました。
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

条 例

和歌山県退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

令和5年2月27日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第1号

和歌山県退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の規定に基づく退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、和歌山県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県公債費臨時対策基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

令和5年2月27日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第2号

和歌山県公債費臨時対策基金の設置、管理及び処分に関する条例

（設置）

第1条 令和8年度までの間において増加する県債の償還に要する経費（第6条において「公債費」という。）の財源に充てることにより、行財政改革の円滑な推進のための臨時の対策を講ずるため、和歌山県公債費臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金

に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、令和8年度までの各年度の公債費の額が当該各年度の前年度の公債費の額を上回る場合であって、当該各年度の公債費に充てる財源が著しく不足することにより和歌山県債管理基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和55年和歌山県条例第5号）第1条に規定する設置の目的を達成することが著しく困難となったときに限り、その一部又は全部を処分することができる。

2 前項の規定による処分は、第1条に規定する設置の目的を達成するためやむを得ないと認められる場合を除き、同項の場合における当該前年度の公債費の額を上回ることとなる額の2分の1に相当する額を超えない範囲内で行わなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

令和5年2月27日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第3号

和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例

（設置）

第1条 令和7年に開催される2025年日本国際博覧会への県の出展及び当該博覧会に係る広報活動並びに当該出展のための先端的な技術の振興に要する経費の財源に充てるため、和歌山県2025年日本国際博覧会基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の経費の財源に充てる時、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。